

アスベスト対策に関する各都道府県等からの要望（平成 23 年度）

【総括】

- 国民の健康の保護等に万全を期すため、各省庁は連携を強化し、的確な実態把握に務め、総合的かつ抜本的対策を講じること。

【環境モニタリング】

- 一般環境の継続的なモニタリングを行うこと。

【自主検査】

- 建築物の解体・改修に伴うアスベストの飛散防止対策を確実に推進するため、大気汚染防止法に濃度測定義務を規定すること。

【評価基準の設定】

- 一般環境及び建築物解体時の周辺環境に係る石綿濃度の評価基準を設定すること。

【測定方法の確立】

- 解体工事等における大気中のアスベスト濃度を迅速に確認することができる測定方法を早期に確立すること。

【特定建設材料以外の石綿含有建材の作業基準の設定】

- 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。